生活保護のご案内

生活保護とは

生活保護は、国が憲法第25条の理念に基づいて、生活に困っている全ての人たち※に、その困っている状況と程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるよう、必要な支援をすることを目的としています。

※生活保護法は、日本国民を対象としています。ただし、在留資格などの要件を満たす外国籍の方に対しては、生活保護に準ずる取扱いをします。

自立とは

（1）日常生活自立

からだやこころの健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うことです。

（2）社会生活自立

社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ることです。

（3）経済的自立

就職などにより、自分で収入を得ることで生活を送ることです。

生活保護を受けるためには

生活保護は個人単位ではなく世帯単位で適用します。生活保護を受ける際には、それぞれの能力（働く能力など）、資産（預貯金・保険・自動車・生活に直接必要のない不動産など）、その他あらゆるものを自分の生活のために活用していただきます。また、他の法律などによる給付（年金や手当、障害者に対する福祉施策など）を優先して受けていただくことになります。さらに、扶養義務者からの援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

ただし、資産の一部については、その用途によっては保有が認められることがあります。また、扶養義務者からの援助は可能な範囲で行うものであり、援助ができる親族がいることによって保護が受けられないということではありません。

生活保護の相談から決定まで

①相談

生活に困っている場合は、お住まいの区の社会福祉事務所（支所管内にお住まいの方は支所）に相談してください。入院中などの場合には、親族の方などもご相談いただけます。相談時には、生活状況や資産状況、親族の方との交流状況などを確認いたします。

②申請

生活保護の申請ができる方は、本人、その扶養義務者（子、配偶者、親、兄弟姉妹など）又は一緒に暮らしている親族です。申請するときは、申請書に必要事項を記入して提出してください。（急迫の場合はこの限りではありません。）

③調査

申請後、ケースワーカー（社会福祉事務所の職員）が生活状況などを把握するために家庭や入院先の病院などを訪問して調査をします。また、預貯金・保険・不動産などの資産調査、扶養義務者による扶養（仕送りなどの援助）の可否の調査、年金などの社会保障給付、就労収入の調査などを実施します。

④決定

調査結果をもとに、保護が受けられるか（開始）、受けられないか（却下）を決定し、文書でお知らせします。なお、決定の通知は申請のあった日の翌日を１日目とし、14日以内に行いますが、調査に時間がかかるなどの理由がある場合には、30日まで延びることがあります。

生活保護の種類

生活保護には次の種類があり、必要に応じて支給されます。

生活扶助	（1）食費などの個人ごとの費用　（2）光熱水費などの世帯に共通する費用
住宅扶助	家賃や地代などの費用
教育扶助	義務教育を受けるために必要な学用品、給食、教材などの費用
医療扶助	医療サービスの費用　※原則として直接医療機関へ支払います
介護扶助	介護サービスの費用　※原則として直接介護事業者へ支払います
出産扶助	出産の費用
生業扶助	高等学校などの就学費用や技術を身につけるための費用
葬祭扶助	葬儀の費用

※それぞれの扶助には上限が定められているものもあります。

生活保護を受けると

生活の状況を正しく把握するために、ケースワーカーが定期的に家庭へ訪問して事情をお聞きしたり、相談を受けたりします。（個人の秘密は固く守ります。）

また、次の減免措置が受けられますので社会福祉事務所で相談してください。

（１）国民年金保険料　　免除されます。（申請が必要となる場合もあります。）
（２）住民税・固定資産税　　申請により免除されます。
（３）ＮＨＫ受信料　　申請により免除されます。
（４）上下水道料金　　申請により一定額が免除されます。

※お住まいの住居によってはこれらの減免措置が受けられない場合もあります。
※国民健康保険や後期高齢者医療制度は利用できなくなるため、保険証をお返しいただきます。

区役所・支所（社会福祉事務所）一覧表

区役所・支所（社会福祉事務所）	所　在　地	電話番号
千種区役所民生子ども課 生活保護担当	千種区星が丘山手 103 番地	(753) 1835
東区役所民生子ども課 生活保護担当	東区筒井一丁目７番 74 号	(934) 1184
北区役所民生子ども課 生活保護担当	北区清水四丁目 17 番１号	(917) 6505
北区楠支所区民福祉課 生活保護担当	北区楠二丁目 974 番地	(901) 2265
西区役所民生子ども課 生活保護担当	西区花の木二丁目 18 番１号	(523) 4587
西区山田支所区民福祉課 生活保護担当	西区八筋町 358 番地の２	(501) 4973
中村区役所民生子ども課 生活保護担当	中村区松原町一丁目 23 番地の１	(433) 2968
中区役所民生子ども課 生活保護担当	中区栄四丁目１番８号	(265) 2314
昭和区役所民生子ども課 生活保護担当	昭和区阿由知通三丁目 19 番地	(735) 3896
瑞穂区役所民生子ども課 生活保護担当	瑞穂区瑞穂通三丁目 32 番地	(852) 9386
熱田区役所民生子ども課 生活保護担当	熱田区神宮三丁目１番 15 号	(683) 9906
中川区役所民生子ども課 生活保護担当	中川区高畑一丁目 223 番地	(363) 4404
中川区富田支所区民福祉課 生活保護担当	中川区春田三丁目 215 番地	(301) 8366
港区役所民生子ども課 生活保護担当	港区港明一丁目 12 番 20 号	(654) 9707
港区南陽支所区民福祉課 生活保護担当	港区春田野三丁目 1801 番地	(301) 8341
南区役所民生子ども課 生活保護担当	南区前浜通三丁目 10 番地	(823) 9400
守山区役所民生子ども課 生活保護担当	守山区小幡一丁目３番１号	(796) 4595
守山区志段味支所区民福祉課 生活保護担当	守山区下志段味一丁目1401番地	(736) 2189
緑区役所民生子ども課 生活保護担当	緑区青山二丁目 15 番地	(625) 3953
緑区徳重支所区民福祉課 生活保護担当	緑区元徳重一丁目 401 番地	(875) 2214
名東区役所民生子ども課 生活保護担当	名東区上社二丁目 50 番地	(778) 3093
天白区役所民生子ども課 生活保護担当	天白区島田二丁目 201 番地	(807) 3884

生活保護の申請は国民の権利です。
生活保護を必要とする可能性は
どなたにもあるものですので、
ためらわずにご相談ください。

令和７年２月発行